

組 合 公 報

令和 2 年 1 2 月 4 日
富山市下野 9 9 5 番地の 3
富山県市町村職員共済組合
電話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

公告第 6 号

役員 の 就 職 に つ い て

地方公務員等共済組合法第 1 3 条第 4 項及び第 6 項の規定並びに富山県市町村職員共済組合法第 2 8 条第 1 項及び第 6 項の規定により、令和 2 年 1 2 月 3 日執行の役員選挙において、下記の者が同日付で役員に就職したので、地方公務員等共済組合法第 1 4 条第 4 項の規定により公告する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高 橋 正 樹

記

役 職 名	氏 名	所属市町村名(職名)
理 事 長	高 橋 正 樹	高岡市 (市長)
理 事 (理事長職務代理者)	舟 橋 貴 之	立山町 (町長)
理 事	田 中 幹 夫	南砺市 (市長)
理 事	朝 倉 健太郎	高岡市 (主任)
理 事	荒 川 幸 一	富山市 (副主幹)
理 事	中 西 嘉 尊	立山町 (係長)

公告第7号

監事の就職について

地方公務員等共済組合法第13条第7項の規定及び富山県市町村職員共済組合法第28条第8項の規定により、令和2年12月3日招集の第162回組合会において下記の者が監事に選挙され、同日付けで就職したので、地方公務員等共済組合法第14条第4項の規定により公告する。

令和2年12月4日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高橋正樹

記

役職名	氏名	所属市町村名(職名)
監事	桜井森夫	小矢部市(市長)
監事	長面智志	射水市(主査)

公告第8号

学識経験を有する者の監事の就職について

地方公務員等共済組合法第13条第7項の規定及び富山県市町村職員共済組合法第28条第8項の規定により、令和2年12月3日招集の第162回組合会において、学識経験を有する監事の選挙を執行した結果、下記の者が当選したので、地方公務員等共済組合法第14条第4項の規定により公告する。

令和2年12月4日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高橋正樹

記

役職名	氏名
学識経験監事	池本覚

任期は、令和2年12月6日から2年間とする。

公告第 9 号

富山県市町村職員共済組合保養所設置運営規則の制定等について

富山県市町村職員共済組合保養所設置運営規則の制定等については、令和 2 年 1 2 月 3 日開催の第 1 6 2 回組合会において原案のとおり議決されたので、別紙のとおり公告する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高 橋 正 樹

富山県市町村職員共済組合保養所設置経営規則

令和2年12月4日 制定

令和3年 1月1日 施行

令和2年 規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、富山県市町村職員共済組合定款第42条第1項第1号の2の規定に基づく保養所の設置及びその経営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び設置場所)

第2条 保養所は「グリーンビュー立山」と称し、富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂13番地外（通称千寿ヶ原という。）に設置する。

(基本理念)

第3条 保養所の経営の基本理念について、次のとおり定める。

- (1) 組合員に支持され、安心して利用できる施設であること
- (2) 組合員が安価な料金で利用できること
- (3) 一般利用者にも対応できる施設、サービスを提供すること
- (4) 効果的な運営を行い、事業収益を確保すること

(利用者の範囲)

第4条 保養所を利用できる者は、富山県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員及びその家族（以下「組合員等」という。）とする。ただし、組合員等の利用に支障をおよぼさない場合においては、組合員等以外の一般利用者の利用に供することができる。

(運営委託)

第5条 宿泊施設の運営に優れた能力、経験を有する者に、保養所の運営管理業務を委託（以下「運営委託」という。）することができる。

- 2 前項の委託先（以下「受託者」という。）は、組合の組合会の上を承を経て理事長が選定する。
- 3 前項の選定は、保養所の設置経営に関する本規則の規定を遵守する者を対象に行うものとする。

(営業条件)

第6条 保養所の営業条件は、次条から第11条までの規定に基づき理事長が別に定めるものとし、第5条の規定に基づき運営委託する場合は、受託者の専門的知見を取り入れるものとする。

(営業時間)

第7条 保養所の営業時間は、原則として、宿泊のチェックインを午後3時、チェックアウトを午前10時とする。

2 食事、入浴、会議等その他の利用時間は、各々のニーズに沿って対応可能な時間設定を個別に定める。

(休業日)

第8条 保養所の休業日は、原則として、次の各号に掲げるとおりとし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日や繁忙期にあたる場合は、所要の調整を行ったうえで、前年度末までに定める。

- (1) 毎月第1火曜日及びその日に引き続く水曜日並びに第3火曜日及びその日に引き続く水曜日
- (2) 1月4日以後、最初の火曜日から木曜日までの3日間

(利用の申し込み等)

第9条 保養所の利用の申し込み、その取り消し、及び変更の手続きは、円滑な施設運営の確保を前提に、利用者の利便性向上や保養所の負担軽減が図られるよう工夫する。

(利用者の遵守事項)

第10条 保養所の安全の確保、事故の防止及び良好な環境の保持を図るため、施設の利用や設備、備品等の取扱いについて、利用者の遵守事項をきめ細かく定めて、分かりやすく示す。

(利用料金)

第11条 保養所の基本宿泊料を別表のとおり定める。

- 2 基本宿泊料以外の各種サービスの料金や所要の税額等は、その内容ごとに個別に設定し、前項の料金を含め、全てを一覧にした料金表を常備する。
- 3 前2項の料金表とは別に、団体利用者や特定期間の利用者を対象に企画商品を特別料金で設定し、事業収益を確保することができるものとする。

- 4 前項の企画商品は、地域の観光振興施策等の企画に参加する場合を除き、組合員等を一般利用者より優先する措置（料金割引等）を講じるものとする。
- 5 利用料金の支払方法は、確実な入金確保を前提に、利用者の利便性向上や保養所の負担軽減が図られるよう工夫する。

（理事長への委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、保養所の設置及び経営についての必要な事項は理事長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 富山県市町村職員共済組合保養所設置利用規則（昭和41年6月1日制定）は、廃止する。

別 表

基 本 宿 泊 料

(単位：円)

区 分		組合員及び家族			そ の 他		
		平 日	休前日	特定日	平 日	休前日	特定日
宿 泊 料 金	1 室 1 名で利用	7,000	9,200	9,200	7,000	—	—
	1 室 2～3 名で利用 (1 人につき)	5,000	7,200	7,200	5,000	7,200	9,400
	1 室 4～5 名で利用 (1 人につき)	4,000	6,200	6,200	4,000	6,200	8,400
	1 室 6 名で利用 (1 人につき)	3,000	5,200	5,200	3,000	5,200	7,400
(注) 1 上記料金は、奉仕料 10% 及び消費税を含めて設定する。 2 平日とは、次の 3 及び 4 以外の日とする。 3 休前日とは、次に掲げる日とする。(4 を除く。) (1) 土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 の前日 4 特定日とは、次に掲げる期間で、別途毎年度定める日とする。 (1) ゴールデンウィーク期間 (2) 夏休み期間 (3) 年末年始期間 5 小学生以下の料金及び客室の仕様による加算額は、別途定める。 6 団体利用者や特定期間の利用者を対象に、企画商品を特別料金で設定 する場合がある。							